

今国会提出の「著作権法の一部を改正する法律案」に於ける暫定措置廃止後の書籍又は雑誌を貸与により公衆に提供する行為で想定される問題点

作成:謎工(元 POWER TODAY 住民)

本年三月五日提出の「著作権法の一部を改正する法律案」(以下「法案」という。)に於いて、著作権法附則第四条の二(以下「附則」という。)を廃止することであるが、同附則に於いて当分の間、第二十六条の三(貸与権)を適用しないとされている「書籍又は雑誌(主として楽譜により構成されているものを除く。)」の利用形態について、以下の点に関しては本年一月十四日公表の「文化審議会著作権分科会報告書」(以下「報告書」という。)に於いても何ら明示されておらず、附則廃止後の利用に係る状況の変化が詳かとならない事例が少なからず見受けられるところである。上記の事実を踏まえ、本法案に於いて附則第4条の2を廃止した際に予想される問題点について以下に列挙する。なお、ここに列挙された問題点の多くは『複写と著作権』メーリングリスト」主宰者の末廣恒夫氏が指摘したものであることを最初に表明する次第。

- 1、図書館法第二条二項に言う「私立図書館」もしくは第二十九条の「図書館と同種の施設」は、同法第二十八条により「入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる」と定められているが、本条の「対価」を徴収する場合は著作権法第三十八条四項の「営利を目的とせず、かつ、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合」の要件(以下「著作権法第三十八条四項の要件」という。)に該当しないものと見なされ、附則廃止後はその設立・運営趣旨の如何に関わらず、権利者ないし権利者より権利行使を委託された事業者(以下「権利者等」という。)による書籍又は雑誌を貸与により公衆に提供する行為(以下「貸与」という。)への規制が及ぶのか。
- 2、私立の学校法人がその附属施設として図書館を運営している場合、生徒から授業料を徴収して図書館の運営費用に充てる行為は著作権法第三十八条四項の要件のうち「その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合」に該当せず、附則廃止後は権利者等による貸与への規制が及ぶのか。また、本年四月より株式会社による学校経営が特区制度により東京都や岡山県で予定されているところであるが、当該学校組織の附属施設として設置される図書館は著作権法第三十八条四項の要件のうち「営利を目的とせず」に該当せず、附則廃止後は権利者等による貸与への規制が及ぶのか。
- 3、鉄道会社の中には乗客の利用に資するため駅に図書館法第二十九条の「図書館と同種の施設」である「文庫」を設置し、書籍又は雑誌を無償で貸与している事例が見られるが、当該行為は、営利を目的とした会社組織が乗客の増進を目的として設置したものであり、著作権法第三十八条四項の要件をいずれも満たさないものとして、附則廃止後は権利者等による貸与への規制が及ぶのか。他方、類似の行為を地方自治体の教育委員会等が市営交通機関の駅に於いて実施した場合は、著作権法第三十八条四項の要件をいずれも満たすものとみなさ

れ、附則廃止後も権利者等による貸与への規制は及ばないのか。

- 4、大手スーパーマーケットの中には児童の利用に資するため図書館法第二十九条の「図書館と同種の施設」としての文庫を店内に設置している事例も見られるところであるが、運営主体が株式会社であることにより著作権法第三十八条四項の要件に該当しないものとみなされ、その設立・運営趣旨の如何に関わらず附則廃止後は権利者等による貸与への規制が及ぶのか。また、こうした形態によって児童への書籍又は雑誌を貸与により提供する行為を著作権法に於いて規制することは、子どもの読書活動の推進に関する法律(平成十三年法律第百五十四号)第二条の基本理念に、或いは、権利者等が附則廃止後に本権利の行使により貸与を規制する行為は同法第五条の事業者の努力規定に反するものではないのか。
- 5、世界知的所有権機関(WIPO)著作権条約第七条では「(i)コンピューター・プログラム」「(ii)映画の著作物」「(iii)レコードに収録された著作物であつて締約国の国内法令で定めるもの」については「当該著作物の原作品又は複製物について、公衆への商業的貸与を許諾する排他的権利を享有する」と定められているが、書籍又は雑誌については本条並びに同条約の全文を見渡しても一切の規定が存在しない。然るに、同条約に於ける一切の規定が存在しない状況に於いて、権利者に対して特に当該書籍又は雑誌の貸与を禁止する権利を付与している国は同条約加盟国の内、何か国にのぼるのか。
- 6、附則廃止によって著作権法第二十六条の三に規定する権利を行使出来るのは「書籍又は雑誌」の権利者であり、特に書籍又は雑誌の貸与を禁止する権利が権利者に付与された場合、一ないし四に挙げた範囲にも当然、多大な影響が及ぶことが予想されるものである。すなわち、おびただしい数の権利者全員より権利行使の委託を受ける事業者の画一的体制が確立される目処が立っていない現状では、権利者ごとに貸与の諾否について異なる対応が取られ、社会全般への大規模な混乱を招来することが当然に予想されるところであるが、報告書では「営利・有償」の貸本業についてのみが検討の対象とされ、一ないし四に挙げた事例ないしそれに類する事例並びに、権利の行使が社会に与えることが予想される影響については、一切の検討がなされていない。

以上のように、本法案により著作権法附則第4条の2を廃止した場合に「書籍又は雑誌」全般の利用、それも審議会で検討事項とされた「営利を目的としたコミックレンタル(漫画貸本)業」以外の「学術教育」の分野や「児童福祉」の分野にも極めて多大な影響を及ぼすにも関わらず、それらの影響については肯否についてはおろか、検討そのものが全く為されていない。その為、廃止後の多大な社会的混乱を引き起こす恐れが極めて大きく、国会の場に於いては審議会で全く議題とされなかった上記の問題点についても著作権法以外の関連法規の趣旨に照らした適切な対応を取ることを中心に、広範に議論する必要があるのではないかと考えられる。また、貸与禁止権の付与はWIPO著作権条約で一切の規定が無いことの重要性や諸外国の情勢を総合的に判断し、業界の感情的ないし懲罰的意図のみを先行させた権利の付与は絶対に行われるべきではない。

(以上)